

令和2年度紀伊半島における外国人観光客二次交通対策推進事業（二次交通調査・利用促進事業）
業務委託
企画提案募集仕様書

1 業務名

令和2年度紀伊半島における外国人観光客二次交通対策推進事業（二次交通調査・利用促進事業）業務委託

2 業務目的

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」を訪れる多くの外国人観光客は、熊野古道を歩くことを大きな魅力としており、交通拠点から観光施設やウォーキングポイントまでの二次交通の利便性の向上は極めて重要な要素となる。

このため、平成29年度に「熊野外国人観光客交通対策推進協議会」を設置して、交通拠点における二次交通に関する案内情報や、鉄道事業者及び路線バス事業者等が連携した取組を過去3年間にわたって推進してきた。

今年度からは、「紀伊半島外国人観光客受入推進協議会」を設立し、県域を越えた交通事業者、自治体及びDMO等が参画することにより、整備対象エリアをさらに拡大し、外国人観光客にも分かりやすい多言語案内表示の整備と情報発信の充実に取り組むことにより、紀伊半島における外国人観光客のロングトレイル等の長期滞在ニーズに応えるとともに、広域周遊の促進を図ることとする。

3 契約期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

4 見積もり限度額

9,440,000円（消費税及び地方消費税含む）

5 業務概要

（1）二次交通部会の会議運営

有識者を招き、県、市町村、鉄道事業者、路線バス事業者及びDMO等を交えたワーキンググループを紀南地域で開催（年2回）するための会議資料の作成、会場の準備及び当日設営、議事録の作成等の事務局運営業務を行うこと。なお、開催時期は第1回が令和2年10月16日、第2回が令和3年3月3日に開催を予定している。

（2）「事業実施報告書」の制作及び「共通整備ガイド」の更新

紀伊半島外国人観光客受入推進協議会の本年度事業の報告書を作成し、案内表示・バス停の整備の項目については、事業前後の比較写真を盛り込むこと。また、今年度の事業結果を踏まえ、「熊野外国人観光客交通対策推進協議会」で策定した「共通整備ガイド」を更新すること。

（3）公共交通ガイドマップの制作

①掲載内容

ア 熊野古道（中辺路、大辺路、小辺路及び伊勢路）地域を主要とした紀伊半島内の鉄道・バスの系統番号、観光案内所等のピクトグラム及び主要観光地名も併せて表示した路線図

- イ 主要交通拠点（紀伊田辺駅、新宮駅、熊野市駅及び本宮大社前等）の路線バス乗り場案内図
- ウ 路線バスの乗降方法
- エ 乗車時間及び運賃を表示した主要な路線バスルート（紀伊田辺駅から滝尻まで等）の一覧
- オ バス路線ごとの路線名、起点、終点、経由地及び系統番号の一覧（熊野本宮線等）
- カ 紀伊半島における鉄道及び路線バスを活用したモデルコース
- キ 鉄道の企画乗車券の案内（JR西日本「関西ワイドエリアパス」、南海電鉄「高野山・世界遺産きっぷ」等）
- ク 『世界遺産「高野山・熊野」聖地巡礼バス』の路線図
- ケ 紀伊半島マップ上における熊野古道をはじめとした観光情報（熊野三山等）
- コ 多言語観光ウェブサイト等にリンクするQRコード
- サ Google Maps の運用情報

②仕様等

- ア サイズ A5（210mm×148mm）、8つ折パンフレット（16頁）
- イ 印刷 フルカラー（全頁）
- ウ 言語 英語及びスペイン語
- エ 紙質 コート紙73Kと同等以上

③その他

- ア 原文は英語で作成し、フォント（日本語を併記する場合は外国語のほうが目立つように表示すること）等の全体調整を行うこと。
- イ 校正は3回以上行うこととする。

④印刷部数

- ア 英語 5,500部
- イ スペイン語 2,000部

（4）二次交通の案内情報整備

- ①紀伊半島外国人観光客受入推進協議会二次交通部会において本年度の整備計画が承認された後、同計画に基づき、紀伊半島内の各交通拠点における公共交通関連の案内版の多言語案内表示の充実化を図ること。なお、提案においては、デザイン・翻訳・施工・諸経費を考慮した標準的な単価を記載すること。
- ②また、熊野エリアから紀伊半島エリアまで対象エリアを拡大するにあたって、バス停の追加、名称変更、廃止等に伴い更新を必要とする、主要バス停に掲示している既存の多言語案内表示やバス車内の多言語音声等について、発注者と協議の上で更新すること。なお、提案においては、デザイン・翻訳・施工・諸経費を考慮した標準的な単価を記載すること。

（5）路線バス情報に関するオープンデータの維持管理及び液晶モニターへのバス乗換情報表示

- ①令和元年度に熊野外国人観光客受入推進協議会において策定した、龍神自動車、熊野御坊南海バス、明光バス及び南海りんかんバスのオープンデータを活用して、Google Maps で当該路線が検索可能な状態を維持するようにデータアップや登録作業を随時実施すること。
- ②紀伊半島外国人観光客受入推進協議会二次交通部会において整備計画が承認された後、同計画に基づき、外国人観光客による路線バスの乗り間違えが発生していると見受けられる主要交通拠点において、オープンデータを活用して多言語による路線バスの乗継情報を液晶モニターで提供すること（1箇所を想定）。

（６）業務実施体制

紀伊半島外国人観光客受入推進協議会及び請負事業者との連絡・実施体制の構築、緊急時の体制など効果的かつ確実に業務が遂行できる管理体制を主担当者、副担当者及び責任者等を明確にしたうえで企画提案書に記載して紀伊半島外国人観光客受入推進協議会に体制表を提出すること。

なお、体制を変更する場合は、予め紀伊半島外国人観光客受入推進協議会に連絡すること。
また、事業実施のスケジュールも企画提案書に添付すること。

6 成果品

（１）提出書類

・上記の業務内容 5.（３）について、指定した部数の印刷物及び Adobe Illustrator データ（再編集可能なデータ）及び PDF データを収録した DVD 5 枚

・上記の業務内容 5.（４）について、案内表示等のデザインの電子データ（CD 又は DVD）2 枚

※編集可能なデータで提出すること。

なお、提出書類の体裁、とりまとめ方法等については、担当者と打合せの制作すること。

- ・「事業実施報告書」（A 4 判、カラー、簡易製本） 25 部
- ・「共通整備ガイド」（A 4 判、カラー、簡易製本） 25 部
- ・「事業実施報告書」の電子データ（CD 又は DVD） 2 枚
- ・「共通整備ガイド」の電子データ（CD 又は DVD） 2 枚

※編集可能なデータで提出すること。

なお、提出書類の体裁、とりまとめ方法等については、担当者と打合せの上で制作すること。

（２）成果品の納入場所

担当者：紀伊半島外国人観光客受入推進協議会事務局 板谷

（※和歌山県商工観光労働部観光局観光交流課内）

住 所：〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目 1 番地

7 留意事項

（１）受託者は、業務の遂行について随時報告を行うこと。

（２）既存データを除き、業務を遂行する上で必要な資料、画像等は、原則取材、撮影等により受託者において入手する。ただし、発注者において提供可能な資料等がある場合は、必要に応じて随時貸与する。なお、取材、撮影等にあたっては関係市町村等と事前に調整すること。また、貸与した資料等の複製、複写の可否、返却等については、発注者の指示に従うこと。

（３）受託者は、業務期間はもとより期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等の取扱いについて厳守すること。

（４）今回の業務委託により制作される成果品の著作権（著作権法第 27 条、第 28 条に規定する権利を含む）、所有権等その他の一切の権利は発注者に帰属するものとし、発注者は本業務の成果品を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下、「権利留保分」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、発注者は権利留保分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。

（５）受託者は著作人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないものとする。

（６）成果品は発注者が自由に二次使用（再編集を含む印刷物の制作等）できるものとする。

(7) 受託者の記述が特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利が対象となっているものを使用した結果生じた責任については、受託者が負うものとする。

(8) 受託者は本事業公募に係る全ての書類、またその内容について、発注者の許可なく譲渡、公開をしてはならない。

(9) 本業務仕様書に定めのない事項については、発注者と協議するものとする。

(10) 本業務委託料の支払いは、原則精算払いとする。

8 その他

(1) 本業務の履行にあたっては、業務内容を十分に理解し、発注者と連絡を密に取りながら誠実に履行すること。

(2) この仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と協議のうえ決定すること。

(3) 本業務により製作された成果品の著作権は、発注者に帰属すること。

(4) 本業務により、知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報を取得した場合は、この事業の目的以外には使用してはならない。これは受託期間終了後も同様とする。

(5) 本業務の実施に伴い、第三者に与えた損害は、発注者の責めに帰すべきものを除き、受託者の責任において対応すること。

以上